

地方自治の将来像に関するアンケート調査

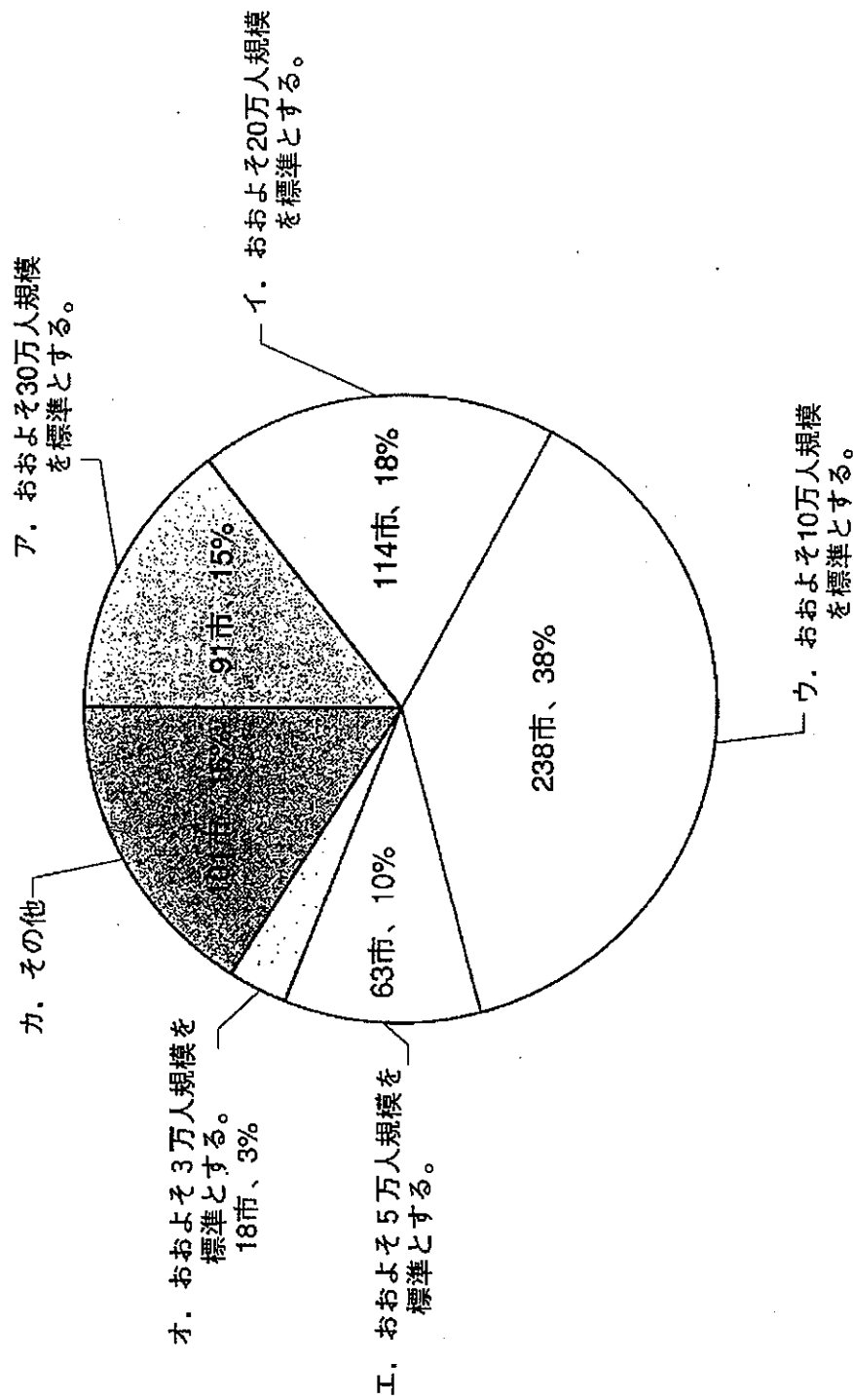
(抜 粋)

平成15年4月

全国市長会

【第1 基礎的自治体のあり方】

問1 基礎的自治体の規模について

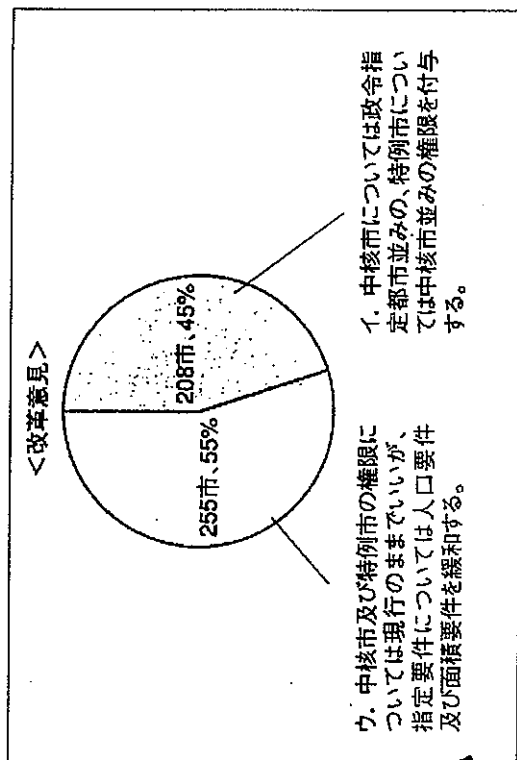


【備考】各項目の計数については、表示単位未満を四捨五入したものであり、合計が100とならない場合があります。

問8 中核市及び特例市のあり方について

工. その他 49市、8%

ア. 現行の制度を維持する。



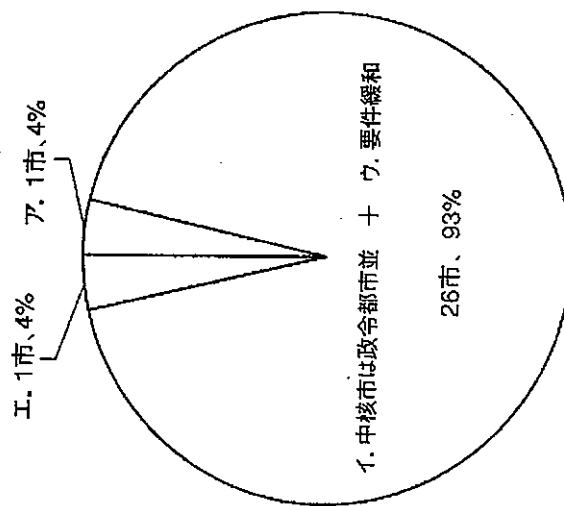
前回調査

問2 政令市、中核市について

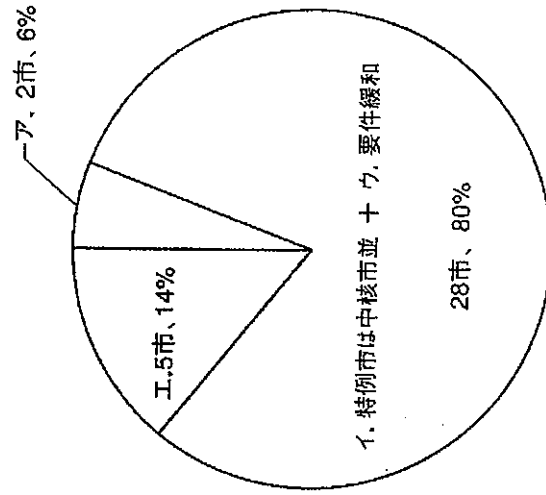
○ 現行のままでよい。	市数129	割合33%
○ 政令市及び中核市以外の市で、例えば人口100万人以上のある一定の要件を満たすものを準中核市(仮称)として指定し、県の事務のうち一定のものを執行できることとする。	98	25%
○ 政令指定都市や中核市については、その権限を拡大する(例として〇〇〇〇)。	55	14%
○ 政令指定都市については人口50万、中核市については人口30万という人口要件を満たせば指定することとする。	51	13%
○ その他	82	21%

<問8参照>

中核市



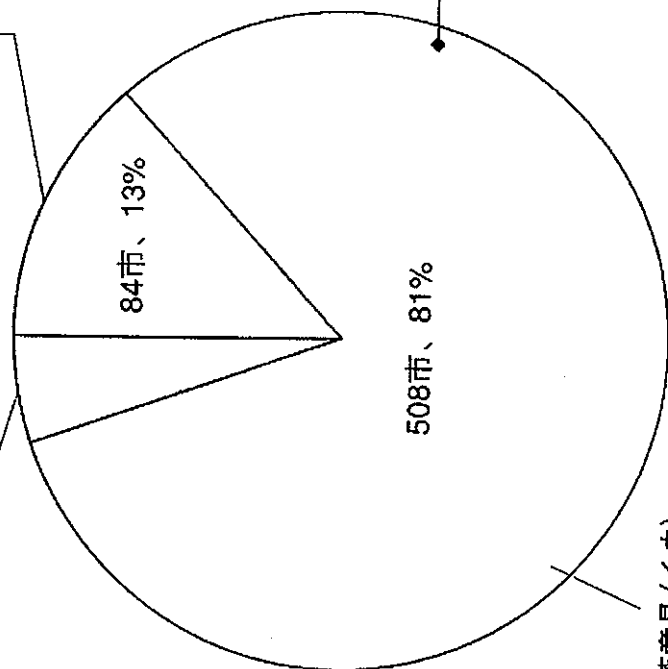
特例市



問13 大都市と都道府県の関係について

ア. 現行の政令指定都市制度を維持する。

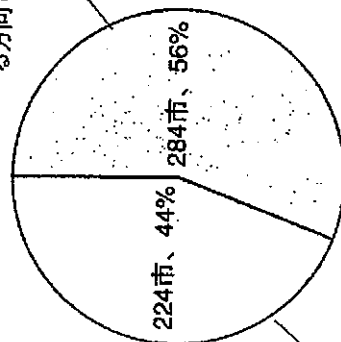
エ. その他 33市、5%



改革意見（イ、ウ）

＜改革意見＞

イ. 政令指定都市のような大都市については、都道府県から完全に自立して、市の権能と府県の権能を併せ持った「特別市」を制度化する方向で考える。

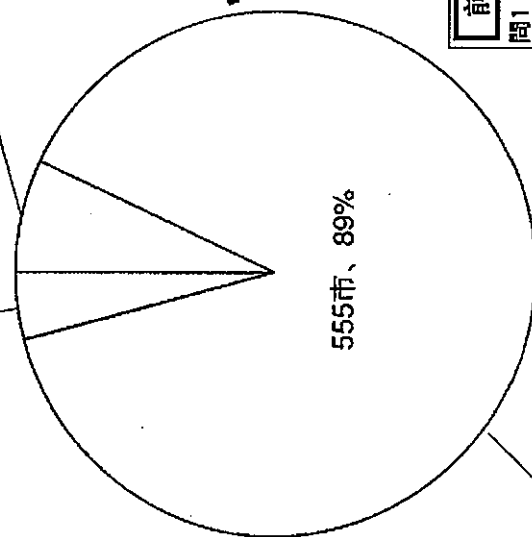


ウ. 政令指定都市のような大都市については、権能・財源等をより拡大し自立性をより高める方向で考えるべきであるが、都道府県からは完全に独立させないまま都道府県の調整権限的なものが及ぶものとする。

【第3 都道府県のあり方】

問14 二層制(都道府県合併・道州制等)の地方自治制度について

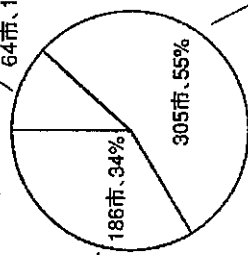
オ. その他 26市、4%
 ア. 二層制を基本とし、現行の都道府県制度を維持する 44市、7%



改革意見(イ、ウ、エ)

<改革意見>

イ. 都道府県についてはいわゆる「道州制(ブロック単位の国の機関としての行政体)」の導入を図り、一層の地方制度とする。
 ウ. 二層制を基本とするが、都道府県にについてはその配置分合及び境界変更を進める。
 エ. 二層制を基本とするが、都道府県にについてはいわゆる「道州制(ブロック単位の広域的な地方公共団体)」の導入を検討する。



前回調査

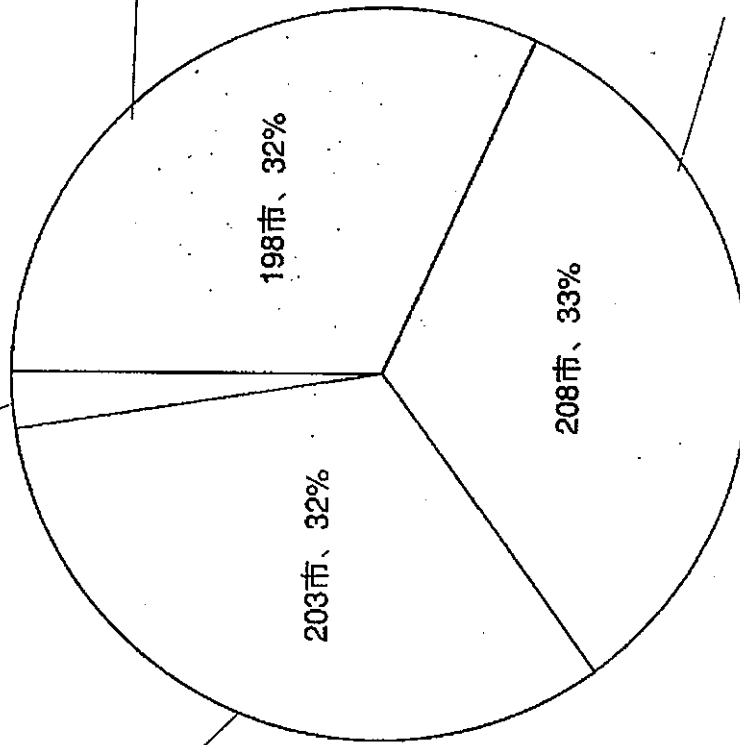
<地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年)>

問1 二層制(都道府県、市町村)の地方自治制度について

○ 二層制は基本とするが、市町村合併を進め、その数を○○程度とする	市数158	割合40%
○ 現行のままでよい	94	24%
○ 都道府県は廃止して都道府県の区域を単位とする道州を設け、市町村はその数が数百ないし千程度になるよう合併する	64	16%
○ 二層制は基本とするが、府県を合併する	32	8%
○ その他	105	27%

問15 都道府県の再編のあり方について

エ. その他 16市、3%



ウ. 全国一律の統一制度を国の法律で定めるのではなく、市町村の場合と同様に自主的な再編が行えるような法制度とする。

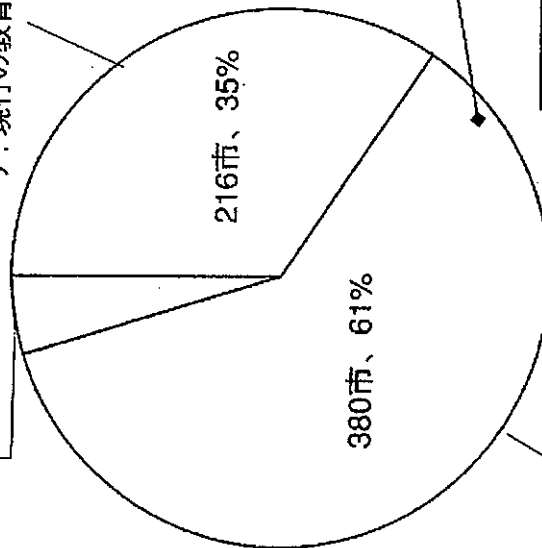
ア. 全国一律の統一制度を国の法律で定め、全国一斉に行う。

イ. 全国一律の統一制度を国の法律で定めるが、地域によって再編の必要性も様々なので、必要性の高まった地域から随時行っていく。

問17 教育委員会制度(教育行政)について

オ. その他 29市、5%

ア. 現行の教育制度を維持する。

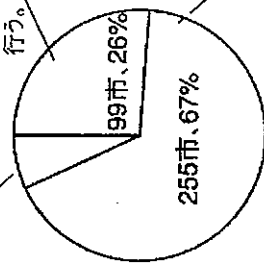


改革意見(イ、ウ、エ)

イ. 小規模な市町村については、その事務を市町村長が行う。

26市、7%

1. 現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う。



ウ. 教育委員会を設置するかその事務を市町村長が行うか、自主的に選択できる制度にする。

前回調査

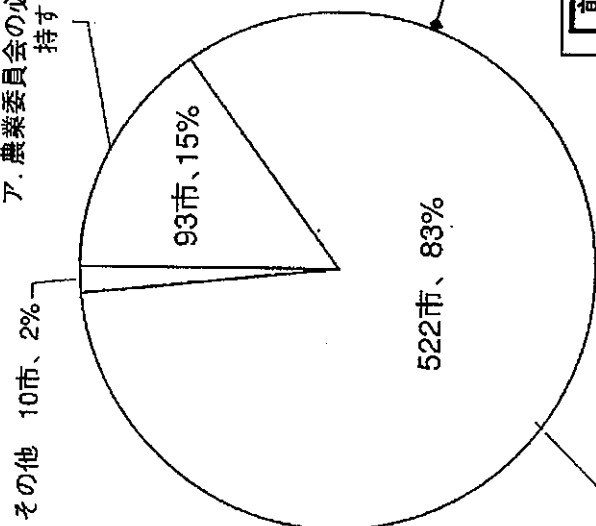
＜地方自治制度の見直しに関する調査集計結果(平成9年)＞

問4 行政委員会制度について

○ 現行のままでよい	市数169	割合43%
○ 現行の行政委員会は事務局機能が弱体であるから、事務局の共同設置、事務委託などの広域的処理の整備を含め、事務局体制を強化する	89	23%
○ 行政委員会を設置するか長が担当するか、各自治体に委ねる	63	16%
○ 現行の行政委員会のうち、○○委員会は廃止して長が担当するよう改める	38	10%
○ その他	68	17%

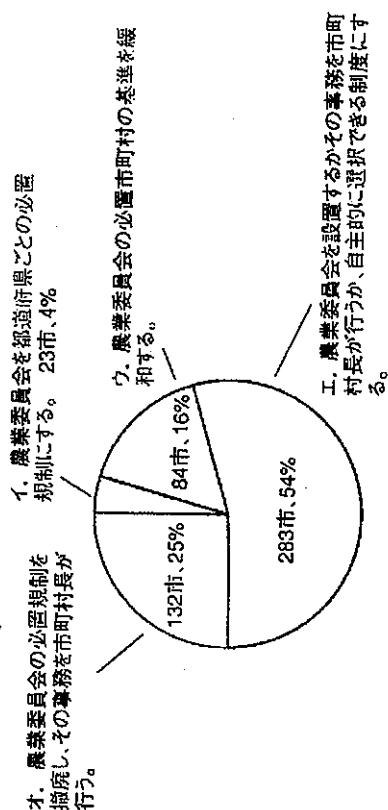
問19 農業委員会制度について

ア. 農業委員会の必置規制を維持する



改革意見(イ.ウ.エ.オ)

<改革意見>



イ. 農業委員会を都道府県ごとの必置規制にする。23市、4%

オ. 農業委員会の必置規制を撤廃し、その事務を市町村長が行う。

ウ. 農業委員会の必置市町村の基準を緩和する。

エ. 農業委員会を設置するかその事務を市町村長が行うか、自主的に選択できる制度にする。

前回調査

<地方自治制度の見直しに関する調査案計結果(平成9年)>

問4 行政委員会制度について

○ 現行のままでよい	市数169	割合43%
○ 現行の行政委員会は事務局機能が弱体であるから、事務局の共同設置、事務委託などの広域的処理の整備を含め、事務局体制を強化する	89	23%
○ 行政委員会を設置するか長が担当するか、各自治体に委ねる	63	16%
○ 現行の行政委員会のうち、〇〇委員会は廃止して長が担当するよう改める	38	10%
○ その他	68	17%